

愛媛県教職員業務改善方針 ～子どもと向き合う時間の確保を目指して～

目指すところ

- 教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、充実した教育活動を推進
- 教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの一層の充実

(28年10月策定)

県内の教職員1人あたりの終業時刻後の勤務時間(H27.12)は、
・小学校102分、中学校120分、
・高等学校98分、特別支援学校69分
土日の部活動等を加えともっと多い。



業務改善方針の内容 対象職員：県立学校及び小中学校の教職員

教育委員会

○ 人事配置

- ・業務量に応じた弾力的な配置、外部人材の活用等

○ 調査等の精選

- ・真に必要な調査の厳選やスクラップ&ビルド等

○ 研修会等の見直し

- ・類似研修の調整や実施日数・時間数の精選等

○ 研究指定の精選

- ・スクラップ&ビルド

○ ICTを活用した校務支援

- ・校務支援システムの導入を推進

○ 教職員の意識改革

- ・ワーク・ライフ・バランスや健康管理に係る意識高揚
- ・有給休暇等の取得促進等

○ 部活動の運営支援

- ・外部指導者活用や休養日の適切な設定等を通じた、健康と安全に配慮した運営支援

○ 学校におけるトラブル対応支援

- ・トラブルサポートチームや心のレスキュー隊の派遣等

○ メンタルヘルスケア対策

- ・ストレスチェックや健康相談等を通じたメンタルヘルス不調の予防、早期発見等

愛媛県版イクボス
「ひめボス」宣言

管理職

○ ICTを活用した業務の効率化

- ・校内LANを利用したデータ共有等

○ 学校行事や会議の精選

- ・既存の行事等の見直しや放課後会議の縮減等

○ 教職員の業務量の把握・業務負担の平準化

- ・目標管理シートや面接等による勤務状況の把握等

○ 教職員の出勤時刻・退勤時刻の把握

- ・面接時や出退勤簿等を活用した勤務実態の把握等

○ 校内組織の連携

- ・校内で相談しやすい環境整備、担任間の連携等

○ 教員の時間外勤務を命じることのできる業務(限定4項目)の周知徹底

- ・①校外実習等 ②修学旅行等 ③職員会議 ④非常災害他

○ 教職員が休暇を取得しやすい環境づくり

- ・状況に応じた弾力的な休暇取得促進等

○ 部活動の運営指導

- ・休養日の設定を含めた計画的な部活動運営実態の把握等

○ メンタルヘルスケア対策

- ・教職員が管理職等に相談しやすい雰囲気づくり等

教職員一人一人

○ 意識改革

- ・仕事の効率を上げることの意識づけと長時間勤務という働き方の見直し

○ お互いが働きやすい環境づくり

- ・机上の整理、書類等の適切な管理
- ・引継文書の整理
- ・同僚等との資料共有
- ・校内LAN活用時の、ファイル数やデータ容量に配慮したファイル、フォルダ等の整理
- ・教職員がお互いに協力しあった積極的な休暇取得

○ 他の教職員のサポート体制の充実

- ・管理職等に対する、必要に応じた確実な報告、連絡、相談

28年3月策定の「愛媛県教育委員会教職員女性活躍推進プログラム」の「4(4)多忙化の解消に向けて」や、国通知を受けて、県独自の「教職員業務改善方針」を策定。

文部科学省の動き

H26.6月 OECD国際教員指導環境調査(TALIS)結果公表
→ 日本の教員の1週間あたりの勤務時間は参加34か国中最長

H27.7月 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」公表、同時に「学校現場における業務改善の一層の推進について」通知
→ 教育委員会は業務改善を推進するための連携体制を構築し、業務改善目標を含めた業務改善方針等を策定する。

H28.3月 「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」実施

H28.6月 「学校現場における業務の適正化に向けて」通知(次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告)
→ 教育委員会はタスクフォース報告を踏まえ、学校現場における業務の適正化の一層の推進に向けた支援に努める。

H28.7月 「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」結果公表 → 業務改善方針等の策定状況 都道府県：68.1% 市区町村：7%

◆国通知「学校現場における業務の適正化に向けて(概要)」抜粋

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境確保
→ 統合型校務支援システムの導入推進
2. 部活動の負担を大幅に軽減
→ メンタルヘルスケア対策を推進
3. 長時間労働という働き方を改善
4. 国・教育委員会の支援体制を強化